

「提案募集方式」を活用して地域の課題を解決しませんか？

1. こんな経験・課題はありませんか？

通知書の作成・印刷に時間と経費がかかり、負担が大きい…

❗ 地方税ポータルシステム（e L T A X）を活用して、オンラインでの電子送付が可能に…



提出された申請書の内容を確認するのが大変…

❗ 初回申請時に登録することで、月毎の申請が不要に…



放課後児童クラブのニーズは増加するものの、地方では人材確保が難しい…

❗ 従事者の資格と員数を「従うべき基準」から参酌化することで、地域の実情に合った基準を設定可能に…



保証人が必要で、貸付利率も高くて、被災者にとっては貸付の条件が厳しいなあ…

❗ 地域の実情に応じ、市町村が条例で貸付条件や返済方法を決定できるよう裁量を拡大…



▶『提案募集方式』の活用で解決されています！

2. 提案募集方式とは？

地域の課題を解決するために、**地方から国に対し国の法令等（通知・要綱等を含む）の改善案を提案できる制度**です。

- 各府省との調整対象となった地方からの提案は高い確率（近年は約9割）で実現しています！
- 提案した年に政府の対応方針が決定し、早いものであれば年内には支障が解消されます！

提案募集
方式の
対象

◇ 全国一律基準の緩和
◇ 地方への事務・権限の移譲
◇ 事務の簡素化 等

※税財源配分や税制改正、予算事業の新設、国が直接執行する事業の運用改善等は対象外

解決したい課題、軽減したい業務を抱えていたら・・・

まずは、分権担当にお気軽にご相談ください！

【分権担当】 ○○○課◇◇係 （担当者名）・（担当者名）
電話：NNN-NNN-NNNN Email：text@example.lg.jp

これは対象となるのかなという疑問や、提案募集に関してもっと知りたい！
という場合には、担当者あてお気軽にお問合せください。



(参考) 提案事例①

平成29年
提案

寄附金税額控除（ふるさと納税）の 申告特例通知書の電子送付を可能とする見直し

提案主体：兵庫県、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県

従
来

支障

通知書の作成・印刷に時間と経費がかかり、
個人情報管理等の負担が大きい



市町村は寄附金税額控除の申告特例の申請者
1人につき、寄附金税額控除申告特例通知書
を1枚作成し、**申請者が居住する市町村に通
知しなければならない**



見直し

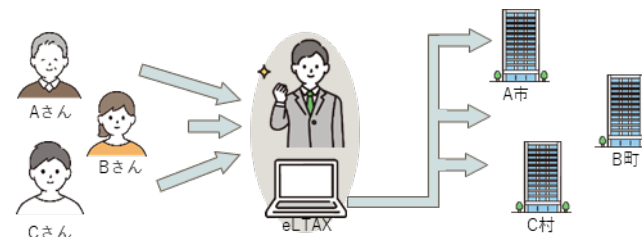
提
案
実
現
後

効果

- 通知書作成に係る事務負担の軽減
- ペーパーレス化の実現により、
通知書送付に係る郵送経費の軽減

事務の効率化と負担軽減

地方税ポータルシステム（eLTAX）を
活用して、申請者が居住する市町村へ
オンラインでの電子送付が可能に



『提案募集制度』について、もっと詳しく知りたいと思った方は内閣府HPで公表されているハンドブック・成果事例集をご覧ください！

ハンドブックURL：<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/handbook.html>

成果事例集URL：<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/jirei/seikajirei.html>

▼ハンドブック



▼成果事例集



(参考) 提案事例②

令和2年
提案

国民健康保険における高額療養費支給申請手続の簡素化

提案主体：砥部町、松山市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、松前町、内子町、伊方町、松野町、愛南町

従
来

支障

- 70歳未満の被保険者は、自己負担限度額を超えた月毎に市区町村に支給申請書を提出
- 市区町村は、提出された申請書の内容を確認する必要

被保険者、市区町村双方の負担に



- 高額療養費の支給を申請する際、**70歳未満の被保険者は、月毎に申請書を市区町村に提出**しなければならない
- 一方で、**70歳以上75歳未満の被保険者は、**市区町村が条例等で別段の定めをすることで、**手続の簡素化が可能**

見直し

提案
実現後

効果

- 申請に係る**被保険者の負担軽減**
- 市区町村の事務負担軽減**



市区町村が条例等で別段の定めをすることで、**70歳未満の被保険者も申請手続を簡素化することが可能に**

初回申請時に口座情報を登録することで、月毎の申請を行わなくても、支給を受けることが可能に

『提案募集制度』について、もっと詳しく知りたいと思った方は内閣府HPで公表されているハンドブック・成果事例集をご覧ください！

ハンドブックURL：<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/handbook.html>

成果事例集URL：<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/jirei/seikajirei.html>

▼ハンドブック



▼成果事例集



平成28年
提案

放課後児童クラブに係る「従うべき基準」の見直し

提案主体：全国知事会、全国市長会、全国町村会等（のべ145団体）

従
来

支障

放課後児童クラブのニーズは増加するものの、
地方では人材確保が難しい



放課後児童クラブの従事者
（＝放課後児童支援員）の資格と員数を
「従うべき基準」として規定

資格	保育士等の基礎資格＋一定の研修受講
員数	支援の単位（概ね40人以下）ごとに2人以上

見直し

提
案
実
現
後

効果

- 市町村が適当と認めた方が
放課後児童支援員になることができる
- 必要な人員の体制を
市町村自らが定めることができる

サービスの質を確保しながら、
地域の実情に応じた運営の工夫ができる

地方の創意工夫を活かすために
「従うべき基準」を参酌化



国の基準を十分参照した上で、
地域の実情に合った基準を定められる



(参考) 提案事例④

平成
29年30年
提案

災害援護資金の貸付制度の見直し

(保証人不要、月賦償還、貸付利率の引き下げが可能に)

提案主体：平成29年：岩泉町 平成30年：八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町、熊本市

従
来

支障

- 保証人を立てることが難しい
- 貸付利率が高く、借りることをためらう
- 年払いや半年払いは、月払いに比べ被災者に重い負担感

貸付の条件が
被災者にとって厳しい



- 災害援護資金を借りるには保証人が必要
- 貸付利率は法律により3%に固定
- 返済方法は年払いか半年払いのみ



早く生活を立て直したいのに
貸付が受けられない・・・

見直し

提
案
実
現
後

効果

地域の実情に応じた災害援護資金の貸し付け条件や返済方法の設定が可能となり、被災者の返済負担を軽減

きめ細やかな被災者支援へ



地域の実情に応じ、
市町村が条例で貸し付け条件や返済方法を
決定できるよう裁量を拡大

- ・保証人を不要とすることが可能に
- ・貸付利率は年3%以内で条例で定める率とすることが可能に
- ・返済方法を年払い、半年払い、月払いから選択可能に

『提案募集制度』について、もっと詳しく知りたいと思った方は内閣府HPで公表されているハンドブック・成果事例集をご覧ください！

ハンドブックURL：<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/handbook.html>

成果事例集URL：<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/jirei/seikajirei.html>

▼ハンドブック



▼成果事例集



〇〇制度の見直し

提案主体：〇〇県、△△市、□□市、◇◇町

従 来	支障 ○ ○ 	○ ○
提 案 実 現 後	効果 ○ ○ 